

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人古川晴雄の上告趣意のうち、憲法一三条、三一条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、憲法三七条一項違反をいう点は、記録上認められる本件事案の内容、審理経過等に徴すれば、本件の審理が著しく遅延したとは認められないから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

被告人本人の上告趣意のうち、憲法三七条一項違反をいう点は、前記のとおり本件の審理が著しく遅延したとは認められないから、所論は前提を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年六月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	高	島	益	郎
裁判官	大	内	恒	夫